

令和5年度の国民健康保険税改正事項について

■資産割を段階的に廃止していきます（5か年計画の2年目）

国民健康保険税の税率について、現在串本町では、「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」を合算して算出する4方式を採用しています。

このうち「資産割」は、国民健康保険税制度が創設された昭和30年代では国保加入者の多くが農林水産、自営業の方であったため、所得割を補完する目的で設けられました。

しかし、創設から半世紀以上が過ぎ、現在では次のような問題が出てきています。

- 資産の多くが居住用財産となっており、所得実態に即さなくなっている。
- 固定資産税が算定基礎となるため、負担が二重になっているような気持ちになる。
- 所得の無い方にも賦課されるため、低所得の方の負担が大きくなってしまう。
- 住んでいる市町村の固定資産だけが課税対象で、他市町村に所有する固定資産は対象外となり不公平がある。
- 協会けんぽや後期高齢者医療制度など、他の医療保険には資産割の制度が無く、不均衡である。

また、平成30年度より国民健康保険の運営が県で一本化され、その運営方針に資産割の廃止も盛り込まれています。

このような状況を鑑み、串本町では今後資産割を段階的に廃止し、国民健康保険税の課税方式を「所得割」「均等割」「平等割」の3方式に変更していくこととなりました。

令和5年度の税率については、資産割の縮小に伴う減収分を所得割額に配分する形で税率改正をおこないます。これにより、所得や加入者数に変更がなくても税額が増減する場合があります。

区分	改正前（令和4年度）			改正後（令和5年度）		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割	5.90%	2.00%	1.71%	6.25%	2.10%	1.76%
資産割	31.0%	8.5%	8.0%	23%	6%	6%
均等割	14,000円	4,500円	6,000円	14,000円	4,500円	6,000円
平等割	42,000円	15,000円	9,500円	42,000円	15,000円	9,500円

■課税限度額引き上げについて

国民健康保険制度の改正により、令和5年度は国民健康保険税の課税限度額のうち、支援分が20万円から22万円に引き上げられます。

区分	改正前（令和4年度）	改正後（令和5年度～）
医療分	65万円	65万円
支援分	20万円	22万円
介護分	17万円	17万円
課税限度額合計	102万円	104万円

■低所得者に対する軽減基準の拡大について

国民健康保険制度の改正により、令和5年度は3つの区分のうち、5割軽減、2割軽減の基準が拡大されます。

世帯（擬制世帯主を含む世帯主と被保険者）の軽減基準所得額

区分	改正前（令和4年度）	改正後（令和5年度～）
7割軽減	43万円 +10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円 +10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	43万円+ 28万5千円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円+ 29万円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	43万円+ 52万円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円+ 53万5千円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）